

第十五回 参議院法務委員会會議録第六号

C111112

昭和二十七年十二月十九日(金曜日)午後二時二十六分開会

委員の異動

十二月十五日委員大野幸一君辭任につき、その補欠として齋武雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡部 常君
理事 長谷山行毅君
伊藤 修君
鬼丸 義齊君

委員

小野 義夫君
加藤 武徳君
郡 祐一君

國務大臣

法務大臣 犬養 健君

政府委員

国家地方警 齋藤 昇君
法務大臣官 位野木益雄君
房調査課長 岡原 昌男君
法務省刑事局長 岡原 昌男君

事務局側

常任委員 西村 高兄君
常任委員 会専門員 堀 眞道君
常任委員 会専門員 堀 眞道君

本日の会議に付した事件

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○檢察裁判及び行刑の運営等に関する法律案

第四部 法務委員会會議録第六号

昭和二十七年十二月十九日【参議院】

調査の件
(衆議院議員選挙における違反事件の処理状況に関する件)

○委員長(岡部常君) 只今より委員会を開きます。

本日は先ず裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案並びに檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、二案を一括して議題に供します。なお両案については予備審査でございす。先ず両案につきまして、政府より提案理由の御説明をお願いしたいと思います。

○國務大臣(犬養健君) 只今議題になりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を便宜一括して御説明申し上げます。

政府は、最近における生計費及び民間の資金の変動その他の事情に鑑み、国家公務員の給与を改善する等の必要を認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出し、現に御審議を仰いでおりますことは御承知の通りであります。そこで、裁判官及び檢察官についても、一般職の職員等の例に倣ひましてその給与を改善する必要があると、この両法律案を提出いたしました次第であります。

この両法律案においては、右の趣旨に従ひまして、裁判官及び檢察官の報酬又は俸給の額を増加するために、両法律の各別表を改正するとともに、裁判官の報酬等に関する法律第十五条と檢察官の俸給等に関する法律第九条に定める報酬又は俸給の各月額を改正することとしたんですが、改正後の別表及び右各条に定めます報酬又は俸給の各月額を、現行のそれに比較いたしますと、その増加比率は、一般の政府職員の俸給月額の増加比率と同様であります。

次に、この両法律案におきましては、新たに一般職の職員に支給されることとなつた宿日直手当を従来の夜勤手当等と同様裁判官及び檢察官に對し支給しないことを定めるほか、他の法律の改正に伴う法文の整理のための規定を設けております。

なお、附則におきましては、一般の政府職員の例に倣ひまして、この法律案中報酬又は俸給月額の改正に関する規定を本年十一月一日に遡つて適用すること等の必要な経過規定を定めました。

以上がこの両法律案の提案の理由であります。何とぞよろしく御審議をお願い申し上げます。

○委員長(岡部常君) 只今御説明のありました両法案につきましては、次回より質疑をいたしたいと思います。

○委員長(岡部常君) 次に法務大臣に對しまして、質疑の御通告が伊藤委員よりございましたので、この際許可いたします。御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(岡部常君) 御異議ないと認めます。

○伊藤修君 この際、法務大臣にお尋ねしておきたい点が五、六あるのですが、先ず第一に過般行われました衆議院選挙の結果についてお尋ねいたします。

申すまでもなく、このたび行われたところの衆議院選挙は、いわゆる朝野挙げて公明選挙を打ち出されておつたので、選挙最中におけるところのこの強化された公明選挙の面において、この通りであるかと思ひます。従つて、従来の選挙に見えない影の選挙違反の数が挙げられたことは、或いはそうしかたありませんが、いわゆる公明選挙といふものがたんに抹殺されたような形になつたことは誠に遺憾に堪えないのですが、私のお尋ねせんとすること、その結果現れた受理件数が四万六千と数えられている。うち起訴されたものが三千四百六十五、略式によつて処理されたものが四千八百二十二、不起訴のものが九千二百七十、中止若しくは移送が四千六百二十一、未済が一万七千九百八十二、これが本年十一月十五日現在のトータルのように承知いたしておりますが、これを拝見しますと、この受理件数と起訴された件数とを比較すると約一割に過ぎないのです。略式が約一割、不起訴が二割、それから休止若しくは移送が一割といふような微々たる数字に過ぎないので

すが、一体この結果から見ますといふと、若しこれが犯罪が成立しないといふあり方ならば、従らに政府は國家警察の手を以て選挙を弾圧したといふ誇りを免れないと思ひますが、先ずこの点を一つお伺ひしたいと思います。

○國務大臣(犬養健君) お答えを申し上げます。伊藤さんの御質疑は一応御尤もだと存じます。公明選挙といふことを打ち出されまして、大体国民も世を挙げて選挙は公明になつてもらいたいといふのが一般の輿論であつたらうと存じます。前法務大臣も言葉を励まして公明選挙の遂行といふことをたびたび訓辭せられ、演説もされておられたようでありまして、一般の国民も公明選挙といふことに大變関心を持つておりますんで、これは褒めたことかどうかはわかりませんが、従つて公明選挙に反する行為としていわゆる選挙違反的な事件の投書などが非常にたくさんあります。又公明選挙を遂行する第一線の務めを激励せられた國警なども従来の例に見えなほど活動に活動した、これはまあ極く率直に申し上げて真相であるかと存じます。檢察庁のほうも、当時の政府の激励によりまして、しばしば検事長会同、検事正会同、更に次席検事の会同といふものが、これは私の就任前でございすが行われております。そういう国民の、選挙は一つ今度限りで一つ公明に行われるような國になつてもらいたいといふ輿論、この輿論に激励をされた檢察庁、國警方面

の、元気づけられたと言いますか、そういう活動で以て非常に従来の例に見ない検事の数に上つたわけでございます。併しこれはその人の一生にも関係がありますし、人権尊重という立場から非常に慎重にやつてゐる。但しあの党、どの党派だから丁寧にやれとかが、あれはちよつと工合の悪い党だからいに加減にやれというようなことは、私の在任中は暫つていたさない方針でやつておりました。これは極めて公平な態度をとつて、どうせお隠ししてもあつて公平にやつておるつもりでございます。併し伊藤さんの御質問の重点であるたくさん挙げたのは、初めの挙げ方が乱暴だつたのではないか、こういう御質問でありますから、これは極く飾らずに申上げて、若いまだ人生の経験の浅い第一線というものは、職務に熱中の余り行き過ぎもあつたでありましょう。私はそういう個々のケースはできるだけ具体的に衆議院の法務委員会においても伺ひまして、これを現地に移譲して、そうして現地の個々のケースにおける修養と経験とに資して、こういう場合よほど職務熱心であつても、中庸を得たものでなければいかんというところでやつておるわけでございます。率直に申上げて、非常に輿論の激励と同時に選挙違反捜査の活動が活発になつたことは、今申上げたように事実でありまして、その結果この検挙数が従来よりも遙かに多かつた、これも認めるのであります。さて受取つたものをできるだけ慎重にやるといふところに伊藤さんの御不審が起つたうと思ひます。当局ではそ

ういう気持ちでやつておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

○伊藤修君 お答えによつてはちよつと了承しかねるのです。何となれば、御承知の通り私が申上げるまでもなく、選挙をやるといふことは、その選挙最中、若しくは事前事後において自己の運動員、若しくは関係者が検挙されるということは、延いてはその人の当落に影響することになる、個人の当落といふことを度外視しましても、少くとも約九〇%といふものは、徒らにこの基本人権を毀損されてゐる。その結果この国会組織に重大な影響を及ぼして来るといふことを考へてみれば、こうした第一線の人々が未熟であつて、且つこの人たちの熱心の余りそういった行動に出たといふことだけでは了承できないかと思ひます。これを如何にするか。こういうあり方としては、今後選挙をやるとして、又将来の日本の選挙界のあり方としても、これは寒心に堪えないと思ひます。これは検挙された人が、大多数が有罪になるといふならば、判決の結果がそうなる、少くとも起訴されるという証拠を与えられておるものを検挙されたならなかつたとして、起訴するに至らないような事件をむやみやたらに検挙するといふことは、それから及ぼすところの弊害といふものは甚大なものだと思います。それはあなた御自身が御体験になつたかどうかはよく存じませんが、思うに偶然たつた責任を負ふられるか、又将来どうされるつもりか。

心持よくわかります。これが一段落つきましたら、総合的にこの次の選挙に對するあり方といふものを極めて冷静公平に分析研究いたしまして、何分の相当はつきりした通達をしたいと思つております。熱心の余り行き過ぎた点もあるであらう。そういう点は再びこの次の総選挙のときは、衆参両院の法務委員会でお叱りの出ないよう十分分析研究して、その上然るべき私は通達をいたしたい。これは御質問がなくても考えております。

○伊藤修君 まあその一例といひまして、たくさんありますが、私も耳にするうちにたくさんありますが、一例として取りわけあなたに御留意願つておかなければならぬことは、おおよそ政党において候補者を事前に決定する、いわゆる各県連において候補者を選挙することは、自由党であれ、社会党であつても、いづれもされるはずですが、その決定する際において、それが事前運動になると言つて、その執行委員会に集まつた者をごとく留置するなどといふことは以てのほかだと思ひますが、政党の活動は全くそれでは活動できなくなる。この事例は鳥取県で中崎君の選挙に關して、中崎君はすでに五月にもう執行委員会において決定しておる。いま一人立てるかどうか、中村氏を立てるかどうかといふ執行委員会を開いた。その執行委員会においてたゞ／＼集まつて来た人間が夕食をつたからと言つてそれを検挙するといふことは、私はどこから考へてもそれが選挙違反になると考へられない。それを殊更に検挙して、而も可愛らしい夫人を中心にして、この事例は拷問もしております。その結果は

不起訴になつてゐます。不起訴になることは当然のことでありますが、そういうようなやり方をしてまでやられる公明選挙に臨まれて、多数の国民に迷惑をかける、延いては選挙に對して干渉がましい、我々から言へば干渉と申上げていいかも知れませんが、干渉がましい行動に出られたといふことは、政府の意図でなされたのか、或いはそういうような御方針が通達されておつたのか。

○國務大臣(犬養健君) どうも政府がそういうことを是非やれと言つたようには思ひませんが、私の方針を率直に申上げます。それはこの次も勿論公明選挙をやらなければならぬ。金持だけに於てはかなわぬ。併し公明選挙といふことになると、第一線は地方の経験の浅い若い人たちがやつてゐる。偉い人なんかは調査なんかやつていませんから、それでどうしても経験が浅い。ですからどうしても、今お小言を受けたような具体的なケースをうんと列記した覺書を私は配りたいと思ひます。この次の選挙に配るといふのじや又様子が變るかも知れませんが、一段落どうせつきますから……。今のお話は衆議院の法務委員会でも大分受けて、中には私も、成るほどお怒りになるのは無理もないと思ふこともあります。又但し現地が一方どういふ気持ちでやつたか、これも聞かなければならぬ。聞いたあけく、いろ／＼な個々の、例えばあなたのお話にありまして、候補者をきめる場合は、これは事前運動と違つて、よほど気を付けて、具体的なケースをたくさん書く以外に、若い人への実際の学問として与える注意といふものは、どうも抽象的

になりがちなので、具体的な今度起りましたケースについて列記したものを配つて、そうして又監督者にも、十分これは東京へ呼びまして、よく話をしたい、そういう私は決心でゐるわけでございます。ですから具体的な問題は、喜んで私は虚心坦懐伺ひたいと思つております。又人権蹂躪、拷問といふようなことも、率直に伺ひたいと思つております。

○伊藤修君 この問題は改めて私は齋藤さんに具体的にこれは指摘してお尋ねします。今日は折角皆さん見えただから、細かい問題には入らずにおきます。

では次に、今、最近これを片付けるとおつしやつたのですが、この検挙された事件について一いつまで片付けるつもりでいらつしやいますか。

○國務大臣(犬養健君) これはまあ余り延びてもいけませんので、大体内には主だつたものは片付けたいと思つております。

○伊藤修君 少くとも今日まで私が二、三の事例を拝見しております、ことさらに時効にかけてしまつたやうな形があるのです。殊に事前運動のやうなものはみな時効にかけてしまつてゐるのです。時効との關係をどういふふうにお考へになつていらつしやいますか。

○國務大臣(犬養健君) これは詳しくは政府委員からも申上げさせたいと思ひますが、六月中旬以前のものは初めから時効にかかつてゐるので、それは着手しないといふのが大体の方針のやうに聞いております。詳しくは政府委員からお答えいたします。

○政府委員(岡原昌男君) 時効との関

の、元気づけられたと言いますか、そういう活動で以て非常に従来の例に見ない検事の数に上つたわけでございます。併しこれはその人の一生にも関係がありますし、人権尊重という立場から非常に慎重にやつてゐる。但しあの党、どの党派だから丁寧にやれとかが、あれはちよつと工合の悪い党だからいに加減にやれというようなことは、私の在任中は暫つていたさない方針でやつておりました。これは極めて公平な態度をとつて、どうせお隠ししてもあつて公平にやつておるつもりでございます。併し伊藤さんの御質問の重点であるたくさん挙げたのは、初めの挙げ方が乱暴だつたのではないか、こういう御質問でありますから、これは極く飾らずに申上げて、若いまだ人生の経験の浅い第一線というものは、職務に熱中の余り行き過ぎもあつたでありましょう。私はそういう個々のケースはできるだけ具体的に衆議院の法務委員会においても伺ひまして、これを現地に移譲して、そうして現地の個々のケースにおける修養と経験とに資して、こういう場合よほど職務熱心であつても、中庸を得たものでなければいかんというところでやつておるわけでございます。率直に申上げて、非常に輿論の激励と同時に選挙違反捜査の活動が活発になつたことは、今申上げたように事実でありまして、その結果この検挙数が従来よりも遙かに多かつた、これも認めるのであります。さて受取つたものをできるだけ慎重にやるといふところに伊藤さんの御不審が起つたうと思ひます。当局ではそ

ういう気持ちでやつておりますので、御了承をお願いしたいと思います。

○伊藤修君 お答えによつてはちよつと了承しかねるのです。何となれば、御承知の通り私が申上げるまでもなく、選挙をやるといふことは、その選挙最中、若しくは事前事後において自己の運動員、若しくは関係者が検挙されるということは、延いてはその人の当落に影響することになる、個人の当落といふことを度外視しましても、少くとも約九〇%といふものは、徒らにこの基本人権を毀損されてゐる。その結果この国会組織に重大な影響を及ぼして来るといふことを考へてみれば、こうした第一線の人々が未熟であつて、且つこの人たちの熱心の余りそういった行動に出たといふことだけでは了承できないかと思ひます。これを如何にするか。こういうあり方としては、今後選挙をやるとして、又将来の日本の選挙界のあり方としても、これは寒心に堪えないと思ひます。これは検挙された人が、大多数が有罪になるといふならば、判決の結果がそうなる、少くとも起訴されるという証拠を与えられておるものを検挙されたならなかつたとして、起訴するに至らないような事件をむやみやたらに検挙するといふことは、それから及ぼすところの弊害といふものは甚大なものだと思います。それはあなた御自身が御体験になつたかどうかはよく存じませんが、思うに偶然たつた責任を負ふられるか、又将来どうされるつもりか。

心持よくわかります。これが一段落つきましたら、総合的にこの次の選挙に對するあり方といふものを極めて冷静公平に分析研究いたしまして、何分の相当はつきりした通達をしたいと思つております。熱心の余り行き過ぎた点もあるであらう。そういう点は再びこの次の総選挙のときは、衆参両院の法務委員会でお叱りの出ないよう十分分析研究して、その上然るべき私は通達をいたしたい。これは御質問がなくても考えております。

○伊藤修君 まあその一例といひまして、たくさんありますが、私も耳にするうちにたくさんありますが、一例として取りわけあなたに御留意願つておかなければならぬことは、おおよそ政党において候補者を事前に決定する、いわゆる各県連において候補者を選挙することは、自由党であれ、社会党であつても、いづれもされるはずですが、その決定する際において、それが事前運動になると言つて、その執行委員会に集まつた者をごとく留置するなどといふことは以てのほかだと思ひますが、政党の活動は全くそれでは活動できなくなる。この事例は鳥取県で中崎君の選挙に關して、中崎君はすでに五月にもう執行委員会において決定しておる。いま一人立てるかどうか、中村氏を立てるかどうかといふ執行委員会を開いた。その執行委員会においてたゞ／＼集まつて来た人間が夕食をつたからと言つてそれを検挙するといふことは、私はどこから考へてもそれが選挙違反になると考へられない。それを殊更に検挙して、而も可愛らしい夫人を中心にして、この事例は拷問もしております。その結果は

不起訴になつてゐます。不起訴になることは当然のことでありますが、そういうようなやり方をしてまでやられる公明選挙に臨まれて、多数の国民に迷惑をかける、延いては選挙に對して干渉がましい、我々から言へば干渉と申上げていいかも知れませんが、干渉がましい行動に出られたといふことは、政府の意図でなされたのか、或いはそういうような御方針が通達されておつたのか。

○國務大臣(犬養健君) どうも政府がそういうことを是非やれと言つたようには思ひませんが、私の方針を率直に申上げます。それはこの次も勿論公明選挙をやらなければならぬ。金持だけに於てはかなわぬ。併し公明選挙といふことになると、第一線は地方の経験の浅い若い人たちがやつてゐる。偉い人なんかは調査なんかやつていませんから、それでどうしても経験が浅い。ですからどうしても、今お小言を受けたような具体的なケースをうんと列記した覺書を私は配りたいと思ひます。この次の選挙に配るといふのじや又様子が變るかも知れませんが、一段落どうせつきますから……。今のお話は衆議院の法務委員会でも大分受けて、中には私も、成るほどお怒りになるのは無理もないと思ふこともあります。又但し現地が一方どういふ気持ちでやつたか、これも聞かなければならぬ。聞いたあけく、いろ／＼な個々の、例えばあなたのお話にありまして、候補者をきめる場合は、これは事前運動と違つて、よほど気を付けて、具体的なケースをたくさん書く以外に、若い人への実際の学問として与える注意といふものは、どうも抽象的

になりがちなので、具体的な今度起りましたケースについて列記したものを配つて、そうして又監督者にも、十分これは東京へ呼びまして、よく話をしたい、そういう私は決心でゐるわけでございます。ですから具体的な問題は、喜んで私は虚心坦懐伺ひたいと思つております。又人権蹂躪、拷問といふようなことも、率直に伺ひたいと思つております。

○伊藤修君 この問題は改めて私は齋藤さんに具体的にこれは指摘してお尋ねします。今日は折角皆さん見えただから、細かい問題には入らずにおきます。

では次に、今、最近これを片付けるとおつしやつたのですが、この検挙された事件について一いつまで片付けるつもりでいらつしやいますか。

○國務大臣(犬養健君) これはまあ余り延びてもいけませんので、大体内には主だつたものは片付けたいと思つております。

○伊藤修君 少くとも今日まで私が二、三の事例を拝見しております、ことさらに時効にかけてしまつたやうな形があるのです。殊に事前運動のやうなものはみな時効にかけてしまつてゐるのです。時効との關係をどういふふうにお考へになつていらつしやいますか。

○國務大臣(犬養健君) これは詳しくは政府委員からも申上げさせたいと思ひますが、六月中旬以前のものは初めから時効にかかつてゐるので、それは着手しないといふのが大体の方針のやうに聞いております。詳しくは政府委員からお答えいたします。

○政府委員(岡原昌男君) 時効との関

係につきましては、実は今度の選挙が大分事前運動が激しいということで、事前運動の検査についても注意するようという指令が出ています。

この際問題になりますのは、御承知の講和恩赦で四月二十八日以前のもは外れております。結局四月二十九日以後のものが問題になる。これを六カ月逆算いたしますと、十月二十九日、八日ですか、まあその辺から、十月二十六日を境にしまして、その以前のものは恩赦や時効にかかってしまう。そういうふうな関係で、それ以後に着手するものにつきましては問題があり得るわけでありまして。その以前から時効を覚悟で検査するということは勿論いたしません。それで恩赦と時効との関係がダブっておりますので、結局恩赦にもかからず、時効にもならないといものは極めて僅かな事例になるわけでありまして。従いまして実際問題として時効だけの理由では不十分、不起訴にしたという事例は少いんじゃないか、これは統計をまだとっておりませんけれども、かように考える次第であります。

○伊藤修君 今度検査せられた事犯は徒らに遷延されておりますと、私は時効にかかってしまう虞れがあると思うのですが、これはいつまで片付けるといふ考え方を持たないと、全部時効にかかってしまうのです。折角おやりになつたことが縮めくりがでできないような形になつてしまふ……。

○國務大臣(犬養健君) 仰せの通りの心持を持っております。一方ではこれがどん／＼起訴をするのはけしからんじやないかというお叱りも実は受けておるような次第であります。どうもそ

のほうからいいますと、そのろ／＼やつてゐるのを見るとどうか……、それから両様のお叱りをこういう問題は始終受けるわけです。

○伊藤修君 およそ国家がそれが犯罪と考えて検査した以上は、それに対して時効を完成せざる以前において処理するといふ義務があるのじやないかと思ふのです。そのろ／＼も早くもな

○國務大臣(犬養健君) お言葉ではあります。時効にかかつては大変だといふのが偽らざる検査当局の心理状態でございます。それから此れられたから要するといふようなことは私はやつておりません。そんな心臓の弱いことなら初めからならぬ方がいいのであります。なつた以上は此れられるく

○伊藤修君 そうすると、現在受理されている事件は、少くとも時効にかからん間において処理さるべきものと考へてよろしいですか。

○國務大臣(犬養健君) さよう御承知願つて結構だと思ひます。又附加えて申し上げますが、検査庁の心理状態といふものは、その時効にかかると放つておいたといふことは、のち／＼までどうも非常に職務怠慢になるといふ心理状態が非常に強烈でございます。毎日役所において心理状態をよく知つてゐるつもりであります。これは率直に申上げておきます。

○伊藤修君 私の知る範囲におきましては、検査は二カ月前に検査して、その事件をすでに取調べして、時効のかかるのを待つておつたような形の事件があります。これらのことはこれは職責の誇りを免れないと思ひます。だからその問題に對ししても、自由党のかた／＼の名前を指してもよろしいが、検査庁へたくさん運ばれてゐる。そうすると巷間伝へるところによれば廣川氏の一筆が行つたからそんなつたのだといふデマが飛んでゐるので、このデマは、それらのかた／＼に属する人が三、四人お百度を踏んでゐたつしやるとか、廣川氏の手紙を持つて行つたからさういふことになつたとやつて大言壮語してゐる人があるのです。これも事件を指摘したつて差支えありませんが、さういふのは少くともデマであらうと思ふのです。私はデマであつて欲しいと思ふのですが、さういふようなことが伝えられるといふことは延いて以つて検査の威信を害するのです。だから私はこの点はあなたに念を押しておきたいと思ふのです。少くとも中央におられる検査官諸君が時効を心待ちに待つてゐるといふようなあり方はとられんとは考へておりますが、この点ははつきりしておきたいと思ふのです。

○國務大臣(犬養健君) 御趣旨はよく承知いたしました。不幸にして私には手紙が来ませんけれども、来たからどういふような立場にもございせん。御承知の検査庁法を御覧願へば、私はこれはどうせあとでわかることであるから、できるだけ公平にやりたいと思ひます。時効の問題も一、二病人の場合があつたやうであります。それを時効にみす／＼かけるといふ方針は検査庁でもとつておりません。ただおれが奔走してやつたとか何とかいう話

○伊藤修君 今度に限らずたくさんある話です。これと検査庁の立場とは別だといふふうにお考え願ひます。

○伊藤修君 そうすると、さういふ時効にかかるといふ事件について取調べをしようとする人が出て来ない、取調べるのができないといふような場合はどうなるのですか。

○國務大臣(犬養健君) 逃走中の者はまだ一年ありますから、この間の御質問で六カ月じやないかという御質問がありましたが、これは一年ありますので、まだ前途遠慮でございます。逃走したからさういふことという気持は持つておりません。時間の問題は御質問よりも、検査当局は非常に実は鋭敏なんです。この問題は自分のやり過ぎ失ひになりますから、伊藤さんの御予想より極めて鋭敏にこの問題に触れておるといふことを申し上げられると思ひます。

○伊藤修君 中央のほうはさういふ考え方をもちになつておることは確かと思ひます。併し地方においてはさうした考えが徹底してないやうです。これだけは私も指摘しておきたいと思ひます。

○國務大臣(犬養健君) よくそれは調べておきます。

○伊藤修君 次に岡崎氏の問題はどうかしてあります。

○國務大臣(犬養健君) これは御承知のやうに、詳しくは政府委員から申し上げますが、出納責任者が今姿を消してゐるわけでありまして。出納責任者が姿を消してゐる關係を別にいたしますれば、今のところ直ちに起訴とまでは行つておりません。これは私が自由党だからさう言うわけではなく、私は何もわ

かりませんから……。

○伊藤修君 あなたを自由党のかたとして聞いてゐないのです。法務大臣として聞いてゐるのですから……。

○國務大臣(犬養健君) まあ党籍はあつたので一応弁解しなければならぬと思ふのですが、この問題はここにおられる政府委員のどなたかに極く公平に私は聞いておる。今のところでは起訴に至るまでになつてゐない。それではなぜ起訴保留にしたかといふことになりますと、失蹤してゐる人が出て来て、実はかく／＼だといふ内容がどつちだと言ふかわからん、その前に起訴とか不起訴とかいふのは早計である、さういふ考えで起訴保留にいたしておるやうに私は聞き及んでおります。詳しくは若し必要があるやうにお考えでしたら、政府委員から御説明いたします。

○伊藤修君 金子某が逃走しておつて捉まらぬといふことは、あちらの方面の人に聞きますと、そんなものは別に捉まらぬやうな話もしてゐないんだ、さういふやうな極端な話もしてゐるやうが、相当有名な男らしいんですが、その一人がどうして捉まらぬといふんですか。

○國務大臣(犬養健君) そこまでになると、私もどうも素人ですから詳しく申し上げられませんが、私の聞いてゐる範囲では、なか／＼第一線は意地になつて草の根を分けても探さうといふやうに言つてゐると聞いております。

○伊藤修君 ところが本人は盛で笑つてゐるやうなふうに出ておるやうです。

○國務大臣(犬養健君) 盛で笑つてゐるか、震えてゐるか、それはわかりませんが、これは私の素人考えです、素

人考えて間違つていれば勿論率直にお叱りを受けたのですが、つまり左翼運動の人なんかは捉まる率と違いますが、大体国民の選挙に対する道徳観念が低いというのかどうかはわかりませんが、みんなやつていくことなんだ、草の根を分けても捜索するほどのことではないんだ、おれのは親友もやつていんだというふうなことで、本当に草の根を分けて探るのは当局であつて、一般の人があそこにいるらしいというふうなことを言わないんじゃないかと、こう私は思うんです。そうかといつてそういうふうにするように私は仕向けているわけでは決してないんですが、どうもそういうふうな私の常識では……

○伊藤修君 お説のごとく一般国民といたしましては、選挙違反に對しまする道徳観というものは非常に低い、それを犯罪視するという考え方に程度において差がある。併し当局のほうにもやはりそういう考え方はあるんじゃないですかね。警察のほうでは重要犯人とか或いは共産党だという、いわゆる草の根を分けても瓦を起しても探さずというけれども、そういう犯罪に對してはそういう行動に出ないではないですか。それは一般の場合においてはそれよりも、併しこの問題になつた金子何某というものがら幸ひられん警察では私は頼りないと思ひますね。

○伊藤修君 簡単に一つどういふふうになつていますか。

○政府委員(齋藤昇君) 只今大臣からいふ／＼お答えになつてしまつたように、警察側といたしましては最善の努力をして捜査をいたしております。ただ、今おつしやいました金子何某のみならず、今捜査しているものは相当あります。併しこれもむづかしいのは、今お話し出ておりましたように、一般国民のかた／＼に協力がなかつて得られないこと、それから私の鮮みかも知れませんが、兇悪犯人とかいふような場合は、他の管轄区域の警察、いわゆる犯罪をやつた区域でない区域の全体の警察も、これは非常に協力をいたしますが、こゝにいつた選挙違反の心算上薄い。横濱でやつた、或いは国警の神奈川の第一でやつたものが、九州の或る自警へ行つてとか、北海道に行つてとかいふような場合に、全国の今の警察制度で、前の警察制度であつてもさうだと思つたのでありますが、自分の主管でないところの犯罪であつて、而も選挙犯罪といふことになりまして、これは草の根を分けてもというように我々非常に望んでおりますけれども、実際はむづかしいといふ点は御了承頂きたいと思ひます。御承知のように共産党の幹部にいたしましても、それはもう二年半もかかつてやつておりますが、非常にむづかしい。これとはわけが違ひますが、さういつたようなむづかしさがあるわけですね。併しそれにもかかわらず、私も

○伊藤修君 話を元へ戻りますが、さうすると岡崎氏の問題は、その人が捉まるまでは起訴、不起訴を決定しないという御趣旨か、或いはすでにその人以外の傍証はすべて取調済であるから、その程度においてこれを決定するといふお考えか、これは決定するとなればそれはいつ決定するか。

○伊藤修君 それはあれですか、近く捉まる見込みはあるのですか。

○政府委員(齋藤昇君) とにかく全国手配をいたしました。さうして一齊に強力に捜査を進めるようにといふことを先般も通達いたしました。私は恐らくさう遠からず逃走しておられるかたも捉まると言ひますが、或いは出て来られざるを得ないような状況になる、かように考えております。

○伊藤修君 私のお尋ねいたしたいのは、あつた一國の大臣の席にある人の事犯というものが、あまい模糊としていつまでも係属することは好ましくない。ないなら、あるならあるとしていつまでも係属するにあらうか、それはいつなさるつもりであるか、こゝにいつてゐるのです。

○伊藤修君 金子某という者が出て来るまで保留して置くといふお考えですか。

○伊藤修君 置くといふ結論になるのですね。

○伊藤修君 金子某が出て来るまではそのまゝの状態で置かれる、こゝにいつてゐるわけですね。

○伊藤修君 金子某が出て来るまではそのまゝの状態で置かれる、こゝにいつてゐるわけですね。

○伊藤修君 金子某が出て来るまではそのまゝの状態で置かれる、こゝにいつてゐるわけですね。

るのですね。実質は……、多いほど好むわけではありせんよ。とにかく今後実際扱われる数、ものになる数は少いのじやないか。にもかかわらず国家の費用を、補正予算を組まざるを得ないといふことは、そこに何らかの捜査方法について欠点があるのじやないか。これはまあ冒頭であなたが御釈明になつたのですが、こういうことに捜査費用を御要求になると共に、そういう点に對してあなたのほうもお考えにならなければ……、捜査技術といふか、そういう方面について相当御研究になる必要があるのじやないかと思ふのです。

○政府委員(岡原昌男君) 今回の選挙の起訴率につきましては只今割合に低いのではないかと御質疑でございます。現在で締切りました表をもとにいたしました計算いたしますと、受理人員四百六十名のうち、公判請求が三千四百六十五、略式請求が四千八百二十二名、合計起訴の分が八千二百八十七名となつております。これに對しまして未済が一万七千九百八十二名ございすから、受理との差の数字、つまり処理人員を合せまして、八千二百八十七名を割りまして大数三〇数%になるわけでありす。これは従来の選挙違反の起訴件数二〇数%というのに比べますとやや高いというふうに出ておるわけでございます。なお併し未済が大分ございすので、これを最後まで片付けて見ますと、お尋ねの点が実は不明確でございます。一応ちよつと御紹介申し上げます。

○伊藤修君 これは岡原さんでもよろしいが、候補者の検査数というものはもう落選にきまつてしまふのです。もつと……八十名はあつたように聞いておるのですが、四十三名というのはどういうのですか。私のお尋ねしたいことは、要するに候補者で検査された人が何名、そのうち起訴された人が何名、処分保留の人が何名ということをお伺いしたいのです。

○政府委員(岡原昌男君) 本日まともな統計によりまして、候補者関係の事件の数は次のようになつております。受理人員百九十八名、うち起訴人員四十七名、不起訴人員八十一名、未済七十一名。内訳を当選と落選に分けますと受理百九十八名のうち当選が五十五名、落選が百四十三名。それから起訴人員の四十七名のうち当選が六名、落選が四十一名。それから不起訴人員の八十名のうち当選が二十八名、落選五十二名。未済七十一名のうち当選が二十一名、落選五十名であります。

○伊藤修君 私は今度の選挙を通じて著しい姿は、候補者を多く検査したことで、これもう止むを得ないと思ふのです。併しその候補者が、今お伺いいたしましたも、起訴された者は僅かに六名です。まだ未済がありすけれども、その余の大部分の人は皆嫌疑なしというふうな形になつておるのです。また未処理の分もありすから、それは言い切れませんけれども、今四十七名ですか、もつと百名近くの候補者といふものが不当に検査されておるといふことになりはしませんか。未済はまだわかりませんが、これは非常に又影響を持つものだと思います。こういう点は私は十分今後を考へべきことだと思ひます。殊にこれが選挙関係にこれをやられたら、その人はもう落選にきまつてしまふのです。

○伊藤修君 これは一面にこういう関係から出るものと思ひます。いわゆる捜査機能というものは警察が全的に担任し、起訴のほうは検察庁が証拠関係を厳密に取上げて行くといふ、そういう二つの建前がたまたま、こうした結果に現れたと思ふのです。それだけ我々の危惧するところのものは、第一線の捜査陣営の訓練というものを、ね、もつと徹底してない、徒に基本人權といふものが侵害されるのみならず、候補者がこれによつて不当に、当選すべかりし人が落選する運命を担わざるを得ない。延いてはそれが政府の選挙干渉だといふところまで打出されれば、将来の日本の民主政治といふものはそういう点から破壊して行くと思ふのです。これを憂ふるわけですからこれは従来見ない事例ですが、この点はあなたとしていやしくも政党内でもあられるのだからお考え願ひたいと思ひます。

○伊藤修君 これは一面にこういう関係から出るものと思ひます。いわゆる捜査機能というものは警察が全的に担任し、起訴のほうは検察庁が証拠関係を厳密に取上げて行くといふ、そういう二つの建前がたまたま、こうした結果に現れたと思ふのです。それだけ我々の危惧するところのものは、第一線の捜査陣営の訓練というものを、ね、もつと徹底してない、徒に基本人權といふものが侵害されるのみならず、候補者がこれによつて不当に、当選すべかりし人が落選する運命を担わざるを得ない。延いてはそれが政府の選挙干渉だといふところまで打出されれば、将来の日本の民主政治といふものはそういう点から破壊して行くと思ふのです。これを憂ふるわけですからこれは従来見ない事例ですが、この点はあなたとしていやしくも政党内でもあられるのだからお考え願ひたいと思ひます。

○伊藤修君 これは一面にこういう関係から出るものと思ひます。いわゆる捜査機能というものは警察が全的に担任し、起訴のほうは検察庁が証拠関係を厳密に取上げて行くといふ、そういう二つの建前がたまたま、こうした結果に現れたと思ふのです。それだけ我々の危惧するところのものは、第一線の捜査陣営の訓練というものを、ね、もつと徹底してない、徒に基本人權といふものが侵害されるのみならず、候補者がこれによつて不当に、当選すべかりし人が落選する運命を担わざるを得ない。延いてはそれが政府の選挙干渉だといふところまで打出されれば、将来の日本の民主政治といふものはそういう点から破壊して行くと思ふのです。これを憂ふるわけですからこれは従来見ない事例ですが、この点はあなたとしていやしくも政党内でもあられるのだからお考え願ひたいと思ひます。

○伊藤修君 これは一面にこういう関係から出るものと思ひます。いわゆる捜査機能というものは警察が全的に担任し、起訴のほうは検察庁が証拠関係を厳密に取上げて行くといふ、そういう二つの建前がたまたま、こうした結果に現れたと思ふのです。それだけ我々の危惧するところのものは、第一線の捜査陣営の訓練というものを、ね、もつと徹底してない、徒に基本人權といふものが侵害されるのみならず、候補者がこれによつて不当に、当選すべかりし人が落選する運命を担わざるを得ない。延いてはそれが政府の選挙干渉だといふところまで打出されれば、将来の日本の民主政治といふものはそういう点から破壊して行くと思ふのです。これを憂ふるわけですからこれは従来見ない事例ですが、この点はあなたとしていやしくも政党内でもあられるのだからお考え願ひたいと思ひます。

でもない。本来罪のなかりし者を、ただ嫌疑の下に軽はずみに検査される、その人の一生の政治的生命といふものを失わしめるということは由々しいあり方だと思ふ。この点を御指摘して、あなたも重大なる関心を持つて頂きたい、こう思ふのです。

○伊藤修君 遺憾に堪えないところは、どうも我々の党派のほうは余り金は使わなないのですけれども、あなたのほうの党派のかたは金をたくさんお使いになる。その人が多く免れておるといふあり方は、これはどうも国民ひとしく言うておることですが、そういう人が多く不起訴になつておることはこれは証拠関係で不起訴になることは

でもない。本来罪のなかりし者を、ただ嫌疑の下に軽はずみに検査される、その人の一生の政治的生命といふものを失わしめるということは由々しいあり方だと思ふ。この点を御指摘して、あなたも重大なる関心を持つて頂きたい、こう思ふのです。

もう一つ伺つておきたいことは、まだ幾つかたくさんお伺いしたいことがあなたにたまつておるのですがね。今日はもう一つだけ伺つておきたいことは、最近まあ衆議院において鹿地亘氏の失跡事件についてお取調べになつたのですが、それと関連するようでありますか。それと近せんが、鹿地氏のことを聞こうといふのじやないのです。私のお聞きしたいことは、国警のほうへお問合せをしたところが、統計が出てない、こういうのですが、取りあへず警視庁へ問合せを見ましたところ、二十年から二十七年に亘つていゆる失跡した人が四万九千七百五名あるわけす。これは東京警視庁管内だけす。こういうふうな多数の失跡者といふものがわからなく、いわゆる行政警察の上においてわからなく、いふあり方、これは基本人權をお互いに憲法の精神に従つて尊重すると言ひながら、他面においては闇から闇へ人命がかくされて、失つて行くといふこの日本の社会状況でございます。これは法務総裁としてどういうふうにお考えになつておるすか。

○伊藤修君 遺憾に堪えないところは、どうも我々の党派のほうは余り金は使わなないのですけれども、あなたのほうの党派のかたは金をたくさんお使いになる。その人が多く免れておるといふあり方は、これはどうも国民ひとしく言うておることですが、そういう人が多く不起訴になつておることはこれは証拠関係で不起訴になることは

でもない。本来罪のなかりし者を、ただ嫌疑の下に軽はずみに検査される、その人の一生の政治的生命といふものを失わしめるということは由々しいあり方だと思ふ。この点を御指摘して、あなたも重大なる関心を持つて頂きたい、こう思ふのです。

の根本になつてゐる。四万以上が消えて、原因も何もわからないということに、誠に残念に思ひますけれども、これは至急調べたいと思ひます。

○伊藤修君 とりわけ御承知の通りお互いの基本人権の些々たることに非常にやかましく言われるゆえんのものは、憲法の基本的人権に基いて民主主義といふものが確立する、こうした観点からして重要視されてゐる。それにもかかわらず、白昼公然としてこうした四万に近い人命といふものがこの社会から消えてなくなつてゐる。それはどこかに実在しているかも知れませんが、併しその人の所在がいまい模範としてわからないといふ方は、日本の社会組織の大きな欠点だと思ひます。それを担任される法務大臣若しくは国警あたりは、職責上からしてこれらの問題に対してどう今後処置されるか。現に私のところに寄留しておつた早大の学生が、白昼誘拐されて、今日に至るまで行方がわからない。而もその中途においてリンチを受けたといふような事実もある。否としてわからない。かようなあり方といふのは、私どもとして不安な方ではないかと思ひます。こうしたことから考へても、今日共産党の地下運動がわからないうと、共産党の各指導者たちのあり方がわからないとか、例えば先ほどの金子何某がわからないとかいふことは、全部がわからないのです。一体警察は何のために置いてあるのか、法務大臣は何のためにいらつしやるのかと、こゝ言いたくなる。これに対して法務大臣は一体どうするか、齋藤長官等のお考えをお伺いしたい。

十七年、これは勿論十分取調べますが、初めの二、三年というのは特殊な状態であつて、或いは確固たる御報告ができない場合もありはしないかと思つて心配してゐるのですが、その後日本国といふものが平常状態に復して参つたときになお且つ失業者が多いといふことになつてしまふことだと思ひますから、早速取調べたいと思ひます。実は八幹部の問題で昨日私たちも真剣に研究をいたしたわけでありまして、勿論能力の足りない点もございまして、併しそれと同時に如何にも費用が足りないといふことも、これは責任回避ではございませんが、まさに現実なんでは。金だけあれば必ず捕まるといふのは組織が完備してないといふことは、私は率直に認めますが、併し先立つ経費といふものが如何にも乏しいといふ分析を昨日やつたわけでありまして、これらの点を総合しまして、予算の面でもいろいろ新しい構想と企画を持ちたいと思つております。

○伊藤修君 私の意外に思つたことは、お説のごとく終戦時が多くて今日は少い、こゝ思つたのです。ところが統計はそうではなくして、終戦当時、ちよつと参考までに申し上げますが、二十年だと四千八百八十四人、二十一年が五千七百四十二人、二十二年が五千六百三十七人、二十三年が七千六百四十四人、二十四年が七千七百三十八人、二十五年が九千三百七十八人、二十六年が八千七百十七人、二十七年がまだついでの間十月まで八千九百三十八人と、だん／＼殖えて来る、我々の常識から考へると逆なんです。秩序が維持されて余計人がいなくなつて行くというあり方ですね。これは何か社会的に欠陥があるのじやないか。又捜査機能の上においても大きな研究課題が残されてゐるのじやないか。勿論経費が足らぬことは我々も承知しておりますが、併し日本が民主国家として再建しようといふのなら、その基本的な人権といふものを先ず守ることにすべき費用を惜しみなく使つてこそ、民主国家を再建できるということが確約できると思ひます。これをないがしろにして、民主主義を確立するとか民主国家を確立するとか言つたつて、それは空念仏で、吉田さんのお考え方も、飽くまで民主国家を確立するといふのなら、先ず以て基本人権の確保を図るべき筋合ひのものであらうと思ひます。そうした点に費用を惜しむといふあり方は、すでに基本人権を無視するといふあり方ではないかと思ひます。この点は私は閣議におかれても十分強く御主張になつて差支えないと思ひます。

○伊藤修君 だから私はもつと費用を取るべきであると思ひます。取つて十分我々の基本人権の保障の全きを得せしむべきである、こゝ思ひます。

○国務大臣(犬養健君) もう一つは、やつぱり警察の組織の關係があると思ひます。自分のところから範囲が出てしまふ、さつきの齋藤長官のお話ではないが、草の根を分けても探さず熱意といふものを喪失する。統一された一つの警察機能といふようなものをもつと強化されなくてはならぬ。これを言いますと、あなたがたのお仲間が非常にやう／＼と反響が大きいのであります。つまり警察國家にしないで、今言われたような基本人権を守る警察機能の一つの統一された機能強化といふようなものを実は考へておつたのです。いろいろのことで遅れておりますが、早晩御審議を願う時期が来ると思ひます。そのときには遠慮なく御叱正と御批判の上、最後には御激励を願ひたいと思ひます。

○伊藤修君 それは警察國家を再現するといふことは我々は好ましくないもので、あなたがたとしてもそういうことはお考えにならぬと思ひます。併し今日警察國家を作らなくともできる方法があると思ひます。警察法によることのある指揮権といふものを活用することもあり得るし、又国警と自治警との機構連絡についての指示権といふものがあるはずですから、そういうような面を活用すれば十分それは賄ひ得ると思ひます。それは何も犯罪捜査に對して云々せずして、私はそうした面を活用することによつて行政警察といふものは行われると思ひます。そういうことは随分研究の余地がある問題だと思ひます。それから、改正されたとすれば、そういう面において改正されれば十分齋藤長官の御趣旨も達成されると思ひます。徒に中央集権的なものを作つて、一朝事ある場合において中央の法務大臣の手によつて全警察が把握されて、これが運用されるというあり方は、他日必らずクーデターを予想される。だから今度の警察法の六十一條の二の改正といふものは私は改悪だと思ひます。あれが若ししばしば使われるようなことがありまして、それは由々しい問題だと思ひます。幸いにして使われておりませんが、いいけれども、これは齋藤長官が大いに心して作られた法律だと思ひます。ああいう法律を作るよりは、もつと事務機構、捜査機構についての指示権について特別な連絡規定を設けることによつて私は十分賄ふと思ひます。徒に機構を統合的なものにせずして、もつと、こゝ考へております。

○国務大臣(犬養健君) 大体の御趣旨は、私もそういう考へ方を持つておるわけでありまして。指示権とか指揮権とかといふ連絡の機能を十分活かし、ファッシヨ警察といふようなものを作らなくないと思つております。ただ今のままではどうもやつぱり依然としてお叱りを受けるケースがたゞさん出るのでないかと思ひます。それをどう機能化するかといふことで非常に苦心しております。いざれ御審議を願ひたいと思つております。

○伊藤修君 どうかそういう点について十分御留意下さつて、今私が指摘しました点についても、確固たる国民に安心を与えるような社会生活が営めるような形に持つて行くように一つ努力

○政府委員(齋藤昇君) 只今の失踪者の発見のことにつきましてちよつと私補足をさして頂きます。

只今の御指摘の数字は、恐らく発見された者の数字が差引かれていないのじやないかと私は思っておりますが……。

○政府委員(齋藤昇君) 従いまして毎年そのくらいの人間が行方不明になつて、全然わからずに消されておるのかという印象ではちよと社会不安になると思うのです。私只今数字を持つておりませんからよくわかりませんが、又統計も極めて不完全でありますから、現状ははつきり御説明申上げるわ

けには参らんかも知れませんが、一つの例を挙げて申し上げますと、先般田無の近くでありますか、マンホールの中で死後約三ヶ月ぐらいたつた死体が発見されて、これを探すにつきまして、やはり失踪者の中にそういう者はないかということで大分探したのであります。東京都本部では本部に届けられております行方不明者の家族に対して全部通知を出したのであります。

そういういたしますと、そのうち六割がすでに帰つておりますと、或いは警察の世話になつて歸つておりましたと、或いはこれは中央までの報告が不行届であつたものもありましょうし、家族のかたもそのままにしておられたものもありましょうし、いろいろ捜査上のあれがあると思ひますが、そういうわけで相當に発見をされておるわけでありませう。私のほうといしましては、行方不明者がありました場合には、その行方不明になつたときの人の相

とか或いは着物であるとか、いろいろな参考資料の報告を受けて、そうしてこれを全国手配することにしたしております。で又身許不明の要死者が出たという場合には、それとつき合して、そうして曾って届出のあつた行方不明者のそれではないかということもやつておるのであります。これらにつきましては非常に詳細な技術的な方法を考えまして、自治体警察とも打合せで、自治体警察の了解の下に両方協力してやろうというので、いわゆる行方不明者の捜査手配の仕方というものを一两年前に樹立をいたしまして、只今やつておるのであります。今後とも十分それについて努力をいたしたいと思つております。

只今伊藤さんのお尋ねになられた早大のかたの行方不明というようなそういつた行方不明の者は、これは特に関心を持つて調べなければならぬ問題だと思ひます。行方不明の中には、或いは厭世のためにどこかへ行つたとか、或いは失恋のためにどこかへ行つてしまつた、捜してもらいいたい、そういうものもたくさんありますが、只今御指摘のようなものは何らか裏に犯罪があるということを思わせる事件であります。こういうものにつきましてはなお更特に第一線を激励いたし、又第一線においてもやつておるわけでありませう。併しまだ十分何が挙つておりませんから、そういう意味で努力はいたしておるということだけは一つ御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡部常君) 他に御質疑がありませんければ、この程度にいたします。次回には本日上程されました二法案に対する質疑及び付託諸願、陳情の

本日はこれを以て散会いたします。

十二月十二日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。

檢察官の俸給等に関する法律の
一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の
一部を改正する法律案

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一号から第十八号まで」を「第一号から第十六号まで」に、「及び夜勤手当」を「夜勤手当及び宿直手当」に改める。

第九条中「五万円」を「六万九千円」に、「二万八千二百円」を「三万八千八百円」に改める。

別表を次のように改める。

区 分		俸給月額
検 事 総 長		八、〇〇〇円
次 長 検 事		五、〇〇〇円
東京高等檢察庁検事長		六、〇〇〇円
その他の検事長		五、〇〇〇円
	一 号	三、〇〇〇円
	二 号	二、〇〇〇円
	三 号	一、〇〇〇円

副 檢 事										檢 事																
十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号
三〇〇〇日	二九〇〇日	二八〇〇日	二七〇〇日	二六〇〇日	二五〇〇日	二四〇〇日	二三〇〇日	二二〇〇日	二一〇〇日	二〇〇〇日	一九〇〇日	一八〇〇日	一七〇〇日	一六〇〇日	一五〇〇日	一四〇〇日	一三〇〇日	一二〇〇日	一一〇〇日	一〇〇〇日	九〇〇日	八〇〇日	七〇〇日	六〇〇日	五〇〇日	四〇〇日

1 この法律は、公布の日から施行し、第九条及び別表の改正規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。

2 檢察官が昭和二十七年十一月一日以後の分としてすでに支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による俸給その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第一号から第十八号まで」を「第一号から第十六号まで」に、「及び夜勤手当」を、「夜勤手当及び宿日直手当」に改める。

第十五条中「三万九百円又は二万八千二百円」を「四万三千三百円又は三万八千八百円」に、「四万二千二百

別表を次のように改める。

別表		区	分	報酬月額
最高裁判所長官	最高裁判所判事	東京高等裁判所長官	その他の高等裁判所長官	
二〇〇,〇〇〇円	八〇,〇〇〇円	三〇,〇〇〇円	七〇,〇〇〇円	充
			一	号
				充
				〇〇〇円

判 事			判 事 補											簡易裁判所判 事												
二 号	三 号	四 号	五 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号
三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円

十三号	一五、〇〇〇円
十四号	一五、〇〇〇円
十五号	一五、〇〇〇円

附 則
1 この法律は、公布の日から施行し、第十五条及び別表の改正規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。

2 裁判官が昭和二十七年十一月一日以後の分としてすでに支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による報酬その他の給与の内払とみなす。

十二月十三日本委員会に左の事件を付託された。

一、青森県大湊簡易裁判所存置に関する請願(第九三二号)
一、大分家庭裁判所新築に関する請願(第九四八号)
一、戦犯者の釈放等に関する陳情(第二五三号)

第九三二号 昭和二十七年十二月三日受理
青森県大湊簡易裁判所存置に関する請願

請願者 青森県下北郡大湊町長 日受理
紹介議員 工藤 鐵男君 佐藤 尚武君

青森県大湊町は、かつて海軍都市として発展した町であるが、終戦後は一寒村となり、物心両面にわたり疲弊のどん底にある。従つて本町復興の途は文教地区ないし官庁庁としての発展を図る以外にない実情にあるが、第十三回国会において当町簡易裁判所の移転が

決定されたことは、再興途上にある本町町民に失望を与えるばかりでなく、地方自治の確立上由々しい問題であるから、本町の特殊事情を考慮せられ、大湊町簡易裁判所を存置せられたいとの請願。

第九四八号 昭和二十七年十二月三日受理
大分家庭裁判所新築に関する請願

請願者 大分市蓬菜町四八二 高山英明外三百五十名
紹介議員 一松 定吉君 鬼丸 義壽君 松原 一彦君 岩男 仁蔵君

大分家庭裁判所は、昭和二十四年敷地を購入確保しているにもかかわらず未だ庁舎の建設をみず、地方裁判所の庁舎および検察庁の庁舎を使用しているが、はなはだ狭く事務処理に多大の支障をきたし、家庭裁判所と地方裁判所が同一庁舎内で執務することは弊害も大きく、別府を控えて家事事件も多い上、地理的にもすみやかな庁舎完成が当然と考えられるから当家庭裁判所の新築について善処せられたいとの請願。

第二五三号 昭和二十七年十二月三日受理
戦犯者の釈放等に関する陳情

陳情者 群馬県議会議長 金子 金八

去る十三国会においては戦争受刑者に対する釈放決議も満場一致をもつて可決せられ、さらに政府においても去る八月十五日関係各国に対し全員釈放勧告の外交措置を講ぜられた如く報道されているが、依然釈放すら少い現状

においては服役者はもろ論家族は日夜焦燥の念にかられ悲嘆の極にあるから、すみやかに受刑者の即時全員釈放と外地服役者の即時内地送還ならびに死刑執行の停止について強力なる方途を講ぜられたいとの陳情。